

平成21年度 第1回練馬区国民健康保険運営協議会 会議録

1 日時 平成21年5月 21 日(木) 午後3時00分～午後3時55分

2 場所 練馬区役所 本庁舎5階 庁議室

3 出席委員

(1) 運営協議会委員 18名(◎会長)

ア 被保険者代表委員

秋山 隆幸、田中 可津子、平野 和夫、藤木 弘枝、安田 俊道

(欠席 斎藤 教子、林 芳男)

イ 保険医、保険薬剤師代表委員

白戸 千昭、若山 和宏、秋山 理津子、横田 惇、浅田 博之、新井 みどり

(欠席 新田 光代)

ウ 公益代表委員

◎中島 力、しばざき 幹男、内田 ひろのり、有馬 豊、かとうぎ 桜子

(欠席 坂田 美由紀、長南 良子)

エ 被用者保険等保険者代表委員

小池 敏夫、橋本 正治

(2) 事務局 12名

事業本部長、区民部長、国保年金課長、他職員9名

4 公開の可否 公開

5 傍聴者 0名

6 議題

(1) 保険者挨拶

(2) 委嘱状伝達

(3) 会議録署名委員選出

(4) 諮問事項審議

(5) 報告事項

7 配付資料

資料1 練馬区国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)

資料2 特定健康診査等の平成 20 年度実施結果(速報)および平成 21 年度の実施体制について

8 会議の概要と発言要旨

中島議長

それでは、平成21年度第1回練馬区国民健康保険運営協議会を開催いたします。本日は、大変お忙しい中ご出席いただきありがとうございます。すでにご案内のとおり、本日は練馬区国民健康保険条例の一部を改正する条例案について諮問を受け、当運営協議会として答申をまとめるという運びになりますので、よろしくご協力のほどお願いいたします。それでは、会議次第に従いまして、進行いたしたいと思います。

はじめに、区民生活事業本部長から保険者の挨拶をお願いいたします。

中田区民部長

区民生活事業本部長でございますが、ただいま別の会議が重なっておりまして、少々遅れて参ります。かわりまして、私、区民部長中田でございますが、私からご挨拶をさせていただきます。保険者を代表してご挨拶をさせていただきます。

本日は、大変お忙しい中、国民健康保険運営協議会にご出席いただきありがとうございます。また、皆様方には、日ごろから練馬区国民健康保険事業の運営にご理解とご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

本日でございますが、議長からご紹介がありましたように、練馬区国民健康保険条例の一部改正についての諮問事項1件と報告事項をご用意させていただいております。

来月の6月1日から開会が予定されております、平成 21 年第二回練馬区議会定例会におきまして、練馬区国民健康保険条例の一部を改正する条例を提案する予定でございます。内容といたしましては、出産育児一時金の増額等に関するものでございます。本日はよろしくご審議のうえご答申を賜りたいと存じます。よろしくお願ひ申し上げます。

中島議長

それでは、今回委員の交代がございますので、部長から新しい委員の皆様に委嘱状を渡したいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

中田区民部長

今回の委嘱につきましては、前任者の方の残任期間までとなります。平成 21 年 7 月末までの委嘱となりますのでよろしくお願いいたします。

中田区民部長

(白戸新委員、若山新委員、秋山新委員に委嘱状の伝達)

中島議長

つきまして、本日の委員の出席委員数について、事務局より報告があります。

事務局

本日は、斎藤委員、林委員、新田委員、坂田委員、長南委員、以上5名の委員より欠席との連絡をいただいております。したがって、ただいまの出席者数は18名でございます。当運営協議会規則第6条第2項の規定による定足数を満たしていることをご報告いたします。

中島議長

引き続きまして、会議録の署名委員の選出ですが、当運営協議会規則第8条第2項の規定により、会議録には議長のほかに2名の委員の署名が必要となっております。この署名委員2名の選出についてですが、私から指名したいと存じますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

中島議長

ありがとうございます。それでは、私から指名させていただきます。従来、被保険者代表委員と保険医・保険薬剤師代表委員から、それぞれ1名ずつ選出いたしておりますので、この度は、被保険者代表の秋山隆幸委員と保険医・保険薬剤師代表の横田委員にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

それでは、続きまして審議に入ります。まず、保険者から諮問を受けたいと思っております。

中田区民部長

——諮問文朗読——

中島議長

引き続き、諮問内容の説明をお願いいたします。

風間国保年金課長

——資料1について説明——

中島議長

ただいまの内容につきまして、何かご質疑がございましたら、ご発言をお願いいたします。

有馬委員

出産育児一時金が引き上がることにつきましては、歓迎すべきことであると思いますが、新聞を見ていましたら、東京都の出産費用は平均で大体 51 万円程度かかると載っていました。そのこととの関連から言えば、実態とあわせていくことが望ましいのかなと思います。

このことについてどのように考えていますか。また、実態の金額にあわせていく予定があるのか教えてください。

風間国保年金課長

今年の 1 月 1 日に 35 万円から 38 万円に、産科医療補償制度の創設に伴って 3 万円引き上げさせていただきました。さらに、10 月から 4 万円を引き上げて 42 万円とするということで、このところ、出産育児一時金については、引き上げが続いているところでございます。確かに、調査で東京都は全国で分娩費用が一番高く、平均で 51 万円という数字が出ているところです。今後につきましては、今回の 4 万円の増額というのは暫定措置というところございまして、国が出産に係る費用につきましては、検討していくとのことですのでその推移を見守りたいと考えているところでございます。

有馬委員

地方税法の改正のところでお聞きしたいのですが、この上場株式等の配当所得に係る保険料減額の特例についてとのことですが、一般的に言えば、株式を持っている方というのは、

比較的所得のある方であると思われませんが、こういう方達の優遇であると考えてよろしいのでしょうか。

風間国保年金課長

優遇ということではなく、上場株式等の配当所得については証券会社の特別徴収が行われていますが、各種控除を受けるために確定申告をすることもできます。平成22年1月1日からは、申告した場合にも、総合課税か分離課税か選択できることとなります。分離課税を選択した場合であっても、減額判定のときには、その課税所得を含めて計算することになりますので、有利になるということではございません。分離課税を選択した場合でも、保険料の減額判定をする際に加えて判定します。含めずに計算すると、本来の所得より少ない所得として計算して判定することになってしまいます。極端な話ですが、配当所得が非常に大きく、年金所得等が小さいような場合においても、配当所得を含めて計算しますので、減額の適用にはならないということになります。

かとうぎ委員

出産育児一時金のことで、お聞きしたいのですが、先ほど都内の出産の費用について説明がありましたが、区として、区民の方が実際にどのくらい出産費用がかかっているか調査をされているのかということと、特別区で42万円という共通基準を出す際に、特別区として独自の方針であるとか、今後の検討課題であるとか、そういう議論がなされたのかということをお教えください。

風間国保年金課長

区として、区民の方がどのくらい出産費用がかかっているかという直接的な調査は行っておりませんが、健康部の地域医療課で昨年の9月に区内の医療機関で出産したときにどのくらい費用がかかるかという調査をしたデータがございます。このデータによりますと、大体40万円から50万円の範囲、高いところでは60万円というところもございますが、40万円から50万円の範囲が普通分娩の費用となっています。ただし、これは9月の数字ですので、この後に、産科医療補償制度が創設されましたので、プラス3万円の金額となります。大体43万円から50万円を越えた金額が区内の医療機関での出産費用であると考えております。

次に、23区で共通基準を改正する際には、健康保険法の引き上げにとらわれず、23区独自の出産育児一時金の引き上げ額を検討いたしました。国民健康保険については、公費が入っていることもございますし、同じ区民で被用者保険等の方と、国民健康保険の方で、出産育児一時金の額が違うという不公平なところもでてきてしまうこともありますので、今回は国民健康保険についても、健康保険法施行令の改正と同様の改正としたところでございます。

かとうぎ委員

国の考えも含めて、健康保険法に合わせて改正するとのことですが、今回、国民健康保険で対象となる方はどのくらいの数を見込んでいて、金額はどのくらいになるのか。また財源はどのようになっているのか教えてください。

風間国保年金課長

昨年度の出産育児一時金の支給実績が997件です。大体1,000件程度です。1,000件で4万円ですから4000万円。10月からの増額ですから、下半期で半分として500件2000万円の歳出増が見込まれると考えています。予算の財源につきましては、出産育児一時金につきましては、23区は保険料ではなく、すべて一般財源からの繰入で対応していますので一般財源の繰入が増えるということになります。ただ、23区につきましてはこの分について財調で補填されておりますので、財政調整制度で出産育児一時金に繰入れた一般財源については、最終的には都および国から補填されるものと理解しております。

かとうぎ委員

今回は国の方針というものがあつたと思われませんが、国との関連で、国が財源をみるべきではないかとの議論はあつたのでしょうか。

風間国保年金課長

4万円の引き上げにつきまして、出産育児一時金を医療機関に直接払い、つまり、出産されたご本人が病院に費用を支払い、後に国保が本人に出産育児一時金を支払うのではなく、病院が、通常の医療費と同じように国保連合会を通して、保険者に請求する仕組みを取った保険者には、4万円の2分の1を補助するといったような案が、今年の1月の段階で厚生労働省から出されております。今後、10月1日の引き上げに向けて直接払いの制度の整備

が行われていくと考えていますし、練馬区としても、直接払いを行っていきたいと考えておりますが、具体的な方策がまだ、国の方から示されておられません。法律を改正せずに、運用で行うような方式になるとのことですが、現在は国の要綱等が出されるのを待っている状況です。それによっては、4万円増額のうち2万円については、国庫補助という形でもらえるということになります。

かとうぎ委員

今後に向けて、区として何かこの出産の問題について、独自に行う部分と国に求めていく部分と検討していくお考えがあればお聞かせください。

風間国保年金課長

出産育児一時金は今の仕組みで考えますと、出産の実費弁償ではないということになります。が、引き上げについては、引き続き要望していくべきと考えますし、出産の費用については、なるべく補償していくことが少子化対策にもなると考えます。ただ、国保加入者だけということではなく、昨年度、国保の出産が997件、練馬区全体では6000件を超えておりますので、国保以外の区民の方のほうが多いですから、国保だけ出産育児一時金を引き上げるということではなくて、トータルで出産にかかる経費の負担について国として考えていただきたいということを要請していきたいと考えております。

平野委員

出産育児一時金が38万円から42万円に引き上げられるということですが、今年3万円上がったばかりですよ。今度4万円上がって42万円になると。先ほどの課長からのご説明では、平均費用が51万円程度かかっているということです。そうすると、次第に実際の費用に近づいているわけですよ。給付には大きく分けると、療養の給付と現金給付の出産費と埋葬料がありますよね。この、埋葬料について、今回議論になるのかとおもいましたが、出産しかでてきていないのですよね。確かに、少子化対策の一環として、大変結構なことであると思いますが、それはそれとして埋葬料については、出産の42万円に対して7万円の給付です。今年度も来年度も変わらないと。埋葬費の実際にかかる費用は、きりがありませんが何十万、何百万とかかっているわけですよ。これについての引き上げにつきましては、

今のところ予定はないのでしょうか。また、国保と他の被用者保険と比較してみますと、大体が被用者保険の埋葬料は、標準報酬の1か月分ではないかと思います。標準報酬1か月分プラスさらに付加給付があると思います。いずれにしても、埋葬料7万円というのは、費用に占める給付の割合としては、非常に少ないと考えますがいかがでしょうか。出産件数についてですが、19年度は1,134件、埋葬が3,351件あります。金額は、出産の方が多いわけですけれども。問題はこの埋葬料を引き上げていただければと思います。埋葬料というのは、保険給付費の最後の給付といわれております。ですから、最後の給付ですから、わずか7万円で終わりにしないで、出産育児一時金の金額に近づけるような趣旨で今後ご検討いただければと思います。

風間国保年金課長

埋葬料につきましても、実費弁償ではありませんので、金額7万円がどうなのかということ、非常に難しいところではございますが、国民健康保険は本来、医療保険であります。出産についても保険適用になるものではございませんが、現在、国が検討しているのは保険給付に含めていくという方向に動いていると考えております。比べて埋葬料というのは、被保険者ご本人ではなく、ご家族の方に対する補填という意味があるのではと思っております。ですので、若干、出産育児一時金と性格が違うものではないかと理解しております。金額については、国保財政が厳しいところ、出産育児一時金については少子化対策も含めてのことであること、埋葬料についてはどうなのかということなど、当然検討はしなくてははいけないと思いますが、早急に引き上げるという議論までは至っていないということです。検討課題であると考えております。

中島議長

今の平野委員の発言につきましては、2点ほどあったと思いますが、一点についてはご理解いただいたということで、もう一点の埋葬については、要望ということ、検討についてご提案されていますから、要望ということでよろしいですか。今日の議題からは少し外れてしまっていますが、要望ということでお願いいたします。

小池委員

被用者保険の埋葬料の給付について認識が違うところがございます。現在、被用者保険の埋葬料につきましては、標準報酬月額 of 1 か月分は出ておりません。5 万円ですので確認をお願いいたします。

平野委員

付加給付というのがあると思いますが、付加給付があると 7 万円を大幅に超えていると思いますので、国保の方でも増額をお願いしたいということです。

小池委員

付加給付についてですが、健康保険組合でも財政が厳しい状況にありますから、全体的には付加給付をやめる方向で動いています。現実に私のところでは、付加給付は 1 万円しかついておりません。6 万円ということになります。ですので、どこの被用者保険も付加給付があつて、多くの埋葬料が支払われているということではありません。付加給付をやめる方向で動いておりますので。法定部分については、5 万円ですから、付加給付がそれより多いというもおかしな話ですから、付加給付があつても減らす方向で、もしくはなくす方向で進んでおります。確かに、埋葬料については、最後の給付ではありますけれども、健康保険そのものにつきましては、医療給付を対象にしているものですから、埋葬は医療ではないので、埋葬についての給付は削られていくのが現状にあるのではないかと。その部分を医療に回していくことの方が重要な問題になっていくのではないかと、私たち被用者保険側でも考えております。

中島議長

ただいまの議論につきましては、本日の議題から少々外れております。集約はできませんので、これは、後ほど宿題ということにさせていただきたいと思ひます。

それでは、他にご質問がないようですので、答申文の取りまとめに入りたいと思ひます。いろいろなご意見がございましたが、答申については、諮問事項に対し、適当かどうか答えるものであり、審議の経過については、会議録に記録されます。従ひまして当運営協議会といたしましては、「原案を適当と認める」とさせていただき、答申したいとおもひますが、これに

ついて、いかがでしょうか。

ご異議がないようですので、後ほど答申文の原本を区長に提出いたします。

つづきまして、報告事項に移りたいと思いますので、説明をお願いいたします。

風間国保年金課長

——資料2について説明——

中島議長

ただいま報告のありました内容について、何かご質問がございましたら、ご発言をお願いいたします。

有馬委員

特定保健指導については、保健相談所の部分は委託をするということですが、その件について、数字の部分の把握はしていくと思いますが、個別の部分の把握については、保健相談所として行っていくのかどうか教えてください。

風間国保年金課長

保健相談所において、保健指導のデータを補足するのかどうかということですが、保健相談所ということではなく、健康推進課と一体となって保健指導の部分をこれまでも行っています。内容の分析等は健康推進課の保健師が行っています。これらのことを踏まえて保健指導を行っている医療機関等にも指導を行っておりますので、そういう意味でこれからも健康部門と一体となって保健指導を行い、内容の管理、分析等を行っていきます。

中島議長

他にご質問がございましたらお願いいたします。

ないようですので、報告事項を終わります。

本日の案件につきましては、すべて終了いたしました。事務局から連絡事項等あればよろしくをお願いいたします。

高橋区民生活事業本部長

本日は、国民健康保険運営協議会が3時からということでしたが、前段の会議が長引きまして、30分程遅参いたしました。誠にすいませんでした。30分ほどご審議についてお聞か

せいただきましたが、大変熱心にご審議いただきましてありがとうございます。また、諮問事項につきまして、お認めいただきましてありがとうございます。委員の皆様におかれましては、本年の7月31日が任期の期限でございます。本日は5月下旬ですので、実質のご審議につきましては、本日の会議が最後になろうかと思われま。あらためて、感謝と御礼を申し上げます。ありがとうございました。

中島議長

本日は、皆様のご協力によりまして、答申をとりまとめることができました。ありがとうございました。本日の運営協議会を閉会いたします。

平成21年5月21日
練馬区国民健康保険
運 営 協 議 会

練馬区国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）

1 改正の理由

妊産婦の経済的負担を軽減し、安心して出産できるようにするため、政府の緊急の少子化対策として平成21年5月下旬に健康保険法施行令等の一部が改正され、平成21年10月1日より出産育児一時金が増額される予定である（平成21年10月1日から平成23年3月31日までの暫定措置として行う。その間に妊婦の負担軽減を図るための出産に係る保険給付やその費用負担のあり方について、国が見直しを検討する。）。特別区においては、「特別区国民健康保険事業の調整に関する共通基準」に基づき各区統一した額の出産育児一時金を支給しているが、平成21年5月15日の特別区長会において、平成21年10月1日より現行の38万円から42万円に共通基準が改正された。

この改正に伴い、練馬区国民健康保険条例について改正を行う。また、地方税法の改正などに伴い、その他規定の整備を行う。

2 改正の内容

(1) 特別区国民健康保険事業の調整に関する共通基準の改正

被保険者が出産したときに支給する出産育児一時金について、平成21年10月1日から平成23年3月31日までの出産について、38万円から42万円に引き上げる。（付則第11条）

(2) 国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）の改正に伴う規定の整備

保険料所得割の算定に用いる住民税については、「分離課税の対象となる退職所得に係る所得割」を算定の対象としないことを明確にする。（第15条関係）

(3) 社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成21年法律第36号）に伴う規定の整備

国民健康保険料の延滞金の軽減について、納期限から1月は7.3%とあるところを納期限から3月と改正する。（第21条）

(4) 地方税法（昭和25年法律第226号）の改正に伴う規定の整備

(ア) 上場株式等に係る配当所得に係る保険料減額の特例について規定する。保険料の減額（第19条の2）の判定をする際には上場株式等に係る配当所得についても算定する。（付則第6条の2）

(イ) 上場株式等に係る譲渡損失の損益通算および繰越控除に係る保険料減額の特例について規定する。保険料の減額（第19条の2）の判定をする際の上場株式等の配当所得については、損益通算および繰越控除を適用した後の金額で算定する。（付則第6条の3）

(5) その他規定の整備

住民の移動が多い大都市の特例として最大3ヶ月の範囲内で被保険者証交付の猶予期間について規定されている（第25条）が、現在適用している事例がないため削除するほか、その他文言整理を行う。

3 施行期日

平成21年10月1日から施行する。ただし、第14条の2、第15条、第15条の4、第15条の12、第16条の4、第25条および付則第3条は公布の日から、第21条、付則第6条、付則第6条の2および付則第6条の3は平成22年1月1日から施行する。

4 練馬区国民健康保険条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>第1条 } 第14条 } 省略</p> <p>(保険料の賦課額)</p> <p>第14条の2 保険料の賦課額は、被保険者である世帯主およびその世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額(国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第29条の7第1項に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。)および後期高齢者支援金等賦課額(同項に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。)ならびに介護納付金賦課被保険者(同項に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した介護納付金賦課額(同項に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。)の合算額とする。</p> <p>第14条の3 } 第14条の4 } 省略</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)</p> <p>第15条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る当該年度分の住民税額(都民税額および特別区民税額の合算額(所得税法(昭和40年法律第33号)第30条第1項に規定する退職手当等(同法第31条において退職手当等とみなされる一時金を含む。以下「退職手当等」という。)に係るものならびに地方税法第24条第1項に規定する利子割額、配当割額および株式等譲渡所得割額(以下「利子割額等」という。)を除く。)をいう。以下同じ。)に、第15条の4の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p> <p>2 省略</p> <p>3 一般被保険者につき、前2項の住民税額がない場合は、当該一般被保険者に係る市町村における当該年度分の都道府県民税額および市町村民税額を、東京都都税条例(昭和25年東京都条例第56号)および練馬区特別区税条例(昭和39年11月練馬区条例第42号)に定める算定方法によって算定し直した額の合算額(退職手当等に係るもの</p>	<p>第1条 } 第14条 } 同左</p> <p>(保険料の賦課額)</p> <p>第14条の2 保険料の賦課額は、被保険者である世帯主およびその世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額(国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号。<u>以下「法施行令」という。</u>)第29条の7第1項に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。)および後期高齢者支援金等賦課額(同項に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。)ならびに介護納付金賦課被保険者(同項に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した介護納付金賦課額(同項に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。)の合算額とする。</p> <p>第14条の3 } 第14条の4 } 同左</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)</p> <p>第15条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る当該年度分の住民税額(都民税額および特別区民税額の合算額(地方税法第50条の2および同法第328条の規定によって課する所得割の額ならびに同法第24条第1項の規定によって課する利子割額、配当割額および株式等譲渡所得割額を除く。)をいう。以下同じ。)に、第15条の4の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p> <p>2 同左</p> <p>3 一般被保険者につき、前2項の住民税額がない場合は、当該一般被保険者に係る市町村における当該年度分の都道府県民税額および市町村民税額を、東京都都税条例(昭和25年東京都条例第56号)および練馬区特別区税条例(昭和39年11月練馬区条例第42号)に定める算定方法によって算定し直した額の合算額(地方税法第50条の2お</p>

および利子割額等を除く。)をもって、第1項の住民税額とみなす。

第15条の2 }
第15条の3 } 省略

(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)

第15条の4 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、つぎのとおりとする。

(1) 所得割 100分の68(一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の57に相当する額を一般被保険者に係る当該年度の住民税額の見込額の総額で除して得た数)

(2) 省略

2 省略

第15条の5 }
第15条の11 } 省略

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第15条の12 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、つぎのとおりとする。

(1) 所得割 100分の26(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の57に相当する額を一般被保険者に係る当該年度の住民税額の見込額の総額で除して得た数)

(2) 省略

2 省略

第15条の13 }
第16条の3 } 省略

および同法第328条の規定によって課する所得割の額並びに同法第24条第1項の規定によって課する利子割額、配当額および株式譲渡所得割額を除く。)をもって、第1項の住民税額とみなす。

第15条の2 }
第15条の3 } 同左

(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)

第15条の4 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、つぎのとおりとする。

(1) 所得割 100分の68(一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の57に相当する額を一般被保険者に係る当該年度の住民税額(法施行令第29条の7第2項第6号ただし書きに規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。)第32条の9に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)

(2) 同左

2 同左

第15条の5 }
第15条の11 } 同左

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第15条の12 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、つぎのとおりとする。

(1) 所得割 100分の26(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の57に相当する額を一般被保険者に係る当該年度の住民税額(法施行令第29条の7第3項第5号ただし書きに規定する場合にあっては、省令第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)

(2) 同左

2 同左

第15条の13 }
第16条の3 } 同左

(介護納付金賦課額の保険料率)

第16条の4 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、つぎのとおりとする。

(1) 所得割 100分の13(介護納付金賦課総額の100分の49に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る当該年度の住民税額の見込額の総額で除して得た数)

(2) 省略

2 省略

第16条の5 }
第24条の4 } 省略

(被保険者証の交付に関する特例)

第25条 区の区域内に住所を有するに至ったことにより被保険者の資格を取得した者について、被保険者証の交付の請求があった場合においては、区は、その請求があった日から起算して3カ月を経過するまでの間において当該被保険者証を交付するものとする。

第26条 }
第29条 } 省略

付 則

第1条 }
第2条 } 省略

(公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例)

第3条 当分の間、世帯主またはその世帯に属する被保険者もしくは特定同一世帯所属者が前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得(以下「公的年金等所得」という。)について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第19条の2の規定の適用については、この規定中「地方税法第703条の5第1項の規定の例により算定した総所得金額」とあるのは「地方税法第703条の5第1項の規定の例により算定

(介護納付金賦課額の保険料率)

第16条の4 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、つぎのとおりとする。

(1) 所得割 100分の13(介護納付金賦課総額の100分の49に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る当該年度の住民税額(法施行令第29条の7第4項第5号ただし書きに規定する場合にあっては、省令第32条の10に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)

(2) 同左

2 同左

第16条の5 }
第24条の4 } 同左

(被保険者証の交付に関する特例)

第25条 削除

第26条 }
第29条 } 同左

付 則

第1条 }
第2条 } 同左

(公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例)

第3条 当分の間、世帯主またはその世帯に属する被保険者もしくは特定同一世帯所属者が前年中に所得税法(昭和40年法律第33号)第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得(以下「公的年金等所得」という。)について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第19条の2の規定の適用については、この規定中「地方税法第703条の5第1項の規定の例により算定した総所得金額」とあるのは「地方税法第703条の5第1項の

した総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した額から150,000円を控除した額)」とする。

第4条 }
第5条 } 省略

(株式等に係る譲渡所得等に係る保険料減額の特例)

第6条 省略

2 地方税法附則第35条の2の6 第7項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは、「株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6 第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)」とする。

第7条 省略
第8条 省略
第9条 省略
第10条 省略

規定の例により算定した総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した額から150,000円を控除した額)」とする。

第4条 }
第5条 } 同左

(株式等に係る譲渡所得等に係る保険料減額の特例)

第6条 同左

2 地方税法附則第35条の2の6 第15項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは、「株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6 第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)」とする。

(上場株式等に係る配当所得に係る保険料減額の特例)

第7条 世帯主またはその世帯に属する被保険者もしくは特定同一世帯所属者が地方税法附則第33条の2第5項の配当所得を有する場合における第19条の2の規定の適用については、この規定中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算および繰越控除に係る保険料減額の特例)

第8条 世帯主またはその世帯に属する被保険者もしくは特定同一世帯所属者が地方税法附則第35条の2の6第11項または第15項の適用を受ける場合における前条の規定の適用については、この規定中「上場株式等に係る配当所得の金額」とあるのは「上場株式等に係る配当所得の金額(地方税法附則第35条の2の6第11項または第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)」とする。

第9条 同左
第10条 同左
第11条 同左
第12条 同左

(平成21年10月から平成23年3月までの間の

出産に係る出産育児一時金に関する経過措置)

第13条 平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間に出産したときに支給する出産育児一時金についての第10条の規定の適用については、同条第1項中「380,000円」とあるのは、「420,000円」とする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、付則第13条の規定については平成21年10月1日から、付則第6条、第7条および第8条の規定については平成22年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の練馬区国民健康保険条例付則第13条の規定は、平成21年10月1日以後の被保険者の出産について適用し、平成21年9月30日以前の被保険者出産については、なお従前の例による。

平成 21 年 5 月 21 日
練馬区国民健康保険
運 営 協 議 会

特定健康診査等の平成 20 年度実施結果（速報）
および平成 21 年度の実施体制について

1 特定健康診査等の実施結果（平成 21 年 3 月 31 日現在）

(1) 受診券の送付者数

126,186 人

(2) 受診状況

ア 特定健康診査

[単位] 人

実施場所	医療健診センター・ 健康診査室	保健相談所	個別医療機関	合 計
合計	6,946	1,676	38,979	47,601

イ 特定保健指導

(ア) 動機付け支援

[単位] 人

	対象者数	初回面接まで修了者				6 か月評価完了者			
		医療健 診セン ター・健 康診査 室	保健 相談所	個別医 療機関	合 計	医療健 診セン ター・健 康診査 室	保健 相談所	個別医 療機関	合 計
合計	3,446	48	149	110	307	240	17	20	277

(イ) 積極的支援

[単位] 人

	対象者数	初回面接まで修了者				6 か月評価完了者			
		医療健 診セン ター・健 康診査 室	保健 相談所	個別医 療機関	合 計	医療健 診セン ター・健 康診査 室	保健 相談所	個別医 療機関	合 計
合計	1,357	60	182	17	259	296	4	2	302

※ (ア)・(イ) の対象者数は、平成 21 年 3 月 31 日現在の利用者番号発行件数

2 後期高齢者健康診査の実施結果（平成 21 年 3 月 31 日現在）

(1) 受診券の送付者数

55,112 人

(2) 受診状況（個別医療機関のみ）

30,243 人

3 平成 21 年度における特定健康診査等の実施体制について

(1) がん検診を含めた各種健診の受付窓口の一本化

区民や医療機関に対しわかりやすくするため、平成 21 年度からがん検診を含めた各種

健診の受付窓口を健康推進課健診調整係に一本化する。

(2) 特定健康診査等実施計画の一部改訂等

ア 特定健康診査等実施計画の改訂項目・改訂内容・改訂理由

平成 20 年度の実施状況を踏まえ、つぎの項目について見直しを行い、平成 21 年 3 月 31 日付けで、練馬区特定健康診査等実施計画の一部改訂を行った。改訂内容、改訂の理由は、別紙 1 のとおりである。

(ア) 特定健康診査の実施場所

(イ) 特定健康診査の実施時期

(ウ) 練馬区各保健相談所を実施場所とする特定保健指導対象者

(エ) 練馬区医師会医療健診センター・健康診査室を実施場所とする特定保健指導対象者

(オ) 特定保健指導の委託先

イ その他の見直し

受診券の送付時期、受診期間の設定についても、平成 20 年度の実施状況を踏まえ見直しを行い、つぎのとおりとする。

誕生月	送付時期	受診期間	
4月～7月生まれ	5月下旬	6月～9月	未受診者の受診期間 平成 22 年 2 月～3 月 ※未受診者には勧奨を行う。
8月～11月生まれ	6月下旬	7月～10月	
12月～3月生まれ	7月下旬	8月～11月	

※勧奨を除き、後期高齢者健康診査も同様である。

ウ 区民への周知

本委員会終了後、ホームページ等で周知するほか、受診券を個別に送付する際に同封する案内により周知する。

※後期高齢者健康診査も同様である。

(3) 保健相談所を実施場所とする特定保健指導の委託先

特定保健指導を実施しない個別医療機関で健康診査を受診した区民の利便性を図るため、プロポーザル方式によりつぎの事業者を選定した。

ア 委託先 株式会社保健教育センター

東京都港区芝公園 2 丁目 6 番 3 号 日本女子会館 6 階

代表取締役 井田 章子

イ 委託期間 平成 21 年 6 月 1 日～平成 22 年 3 月 31 日